

農業省エネ対策事業

～対象機械の「購入」が対象になりました！～

国の重点支援地方
交付金活用事業

エネルギー価格等の物価高騰により、深刻な影響を受けている農業経営体を対象に、農業用機械の省エネ対策を目的とした点検、修理、購入等に必要となる経費を支援します。



1 対象経費

- ①乗用型トラクタ、 ②乗用型田植機、 ③コンバイン、
④乗用管理機、 ⑤スピードスプレーヤー

※**令和8年1月1日から令和8年12月31日**までの間に実施し、支払いを完了した、①～⑤に該当する機械の点検、部品交換、修理、購入等（消耗品交換やオイル交換等含む）に要する経費（税抜）

2 補助対象者

- ・萩市内に住所を有し、萩市内で農業を営む経営体（個人または法人）
- ・経営耕地面積が30a以上または令和5年以降に農業収入が50万円以上の年がある経営体。
- ・複数の経営体で構成し、規約及び組織名義の金融機関の口座を有する任意組織（農機具共同利用組合等）

3 補助金額

対象となる経費の1／2以内（上限15万円：1経営体当たり）

4 申請期間及び方法等

- ①申請期間 **令和8年2月2日（月）～ 令和9年1月29日（金）**
- ②提出書類 農業省エネ対策事業補助金交付申請書兼請求書
- ③申請様式 萩市農政課又は各総合事務所産業振興部門、支所、出張所及び萩市ホームページで入手
- ④添付書類
- ・修理内容等及び機械の種類がわかる書類
 - ・令和8年1月1日から令和8年12月31日までの間に対象経費の支払いを完了したことを証明する書類
 - ・経営面積が30a未満の場合は、令和5年以降に農業収入が50万円以上の年があることを証明する書類
 - ・特定農作業受委託による経営農地がある場合は、特定農作業受委託契約書の写し
- ⑤提出先 萩市農政課又は各総合事務所、支所、出張所

5 お問い合わせ

〒758-8555 萩市大字江向510番地

萩市農政課農業振興係（0838-25-4192）又は各総合事務所産業振興部門

